

二 廿日市市宮島町の一部

期間	対象地域
令和五年五月八日から 令和五年五月二十二日まで	<p>別図2のとおり</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 北緯三十四度十九分九秒、東経百三十二度二十分十五秒の点 二 北緯三十四度十七分三十八秒、東経百三十二度二十一分三十三秒の点 三 北緯三十四度十六分二十二秒、東経百三十二度二十一分三十三秒の点 四 北緯三十四度十六分二十一秒、東経百三十二度二十分三十三秒の点 五 北緯三十四度十六分二十秒、東経百三十二度十八分四十六秒の点 六 北緯三十四度十七分三十八秒、東経百三十二度十八分十五秒の点 七 北緯三十四度十七分五十二秒、東経百三十二度十八分九秒の点 八 北緯三十四度十九分九秒、東経百三十二度十九分四十三秒の点

備考

一 廿日市市宮島町の行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。